

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

#### 第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害の発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

#### 第2 災害復旧事業計画

- 1 市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - (1) 原状回復を基本としつつも、再度の災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
  - (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
  - (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑に事業を推進すること。
  - (4) 環境汚染の未然防止等市民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
  - (5) 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
  - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
    - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
    - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
    - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
    - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
    - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
    - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
    - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
    - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
    - ⑨ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画

- ⑩ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- ⑪ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

### 第3 激甚災害の指定

---

- 1 市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、本節中「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 市は、県が実施する調査等に協力する。

### 第4 緊急災害査定促進

---

市の地域内に災害が発生した場合は、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

### 第5 緊急融資等の確保

---

- 1 市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 2 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

## 第2節 生活の安定確保計画

### 第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 第2 担当課

市における担当課は、次のとおりである。

担 当 課	担 当 内 容
税 務 課	1 被災者台帳の作成 2 罹災証明書の交付に係る協力
危 機 管 理 課	罹災証明書の交付
農 林 課 、 水 産 課	農林漁業制度金融の確保
産 業 支 援 セ ン タ ー	中小企業融資の確保及びあっせん
福 祉 課	1 生活保護 2 災害弔慰金等の支給
建 築 住 宅 課	住宅金融支援機構融資のあっせん、公営住宅の建設

### 第3 生活相談

市は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

- 1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。
- 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- 3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。
- 4 国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。

### 第4 被災者台帳の作成

- 1 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 2 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

## 第5 罹災証明の交付

市は、災害が発生し、被害を受けたものがあるときは、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、被災世帯調査を実施し、り災者台帳を作成するとともに、これを基に罹災証明書を交付する。

### 1 被災世帯調査の実施

- (1) 税務課（調査班）は、被災世帯調査を実施し、被災者台帳システムを活用して調査結果を被災者台帳としてとりまとめる。調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識経験者等の協力を得る等、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

### 2 罹災証明の交付

危機管理課は、市民からの要望に応じて、被災者台帳システムを必要に応じて活用し、被災者台帳に基づき、罹災証明書を交付する。

災害対策本部を設置したときの罹災証明書の交付は、当該本部において交付場所、交付体制、交付体制の維持期間、期間終了後の交付部署を決定し、行うものとする。なお、交付体制は、税務課（調査班）を中心に構築するものとする。

## 第6 住宅金融支援機構融資のあっせん

### 1 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入れの促進を図る。この場合において、資金の融通を早くするため、市においては、り災者が支援機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

### 2 災害特別貸付金

市は、災害により滅失住宅（修理不能となった半壊、半焼又は半流失を含む。）が発生した場合は、り災者の希望により災害の実態を把握した上で、災害特別貸付制度による融資を住宅金融支援機構支店に申し出るとともに、

現地に相談所を設置し、り災者に融資制度の内容を周知するために必要な措置をとり、借入申込みの際には、その手続上の指導を行う。

## 第7 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等について、指導あつせんを行うとともに、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)に基づく利子補給を行い、農林漁業の生産力の維持増進、経営の安定を図るものとし、このため市は次の措置を講ずる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん
- 4 農林漁業金融公庫法に基づく、経営再建、収入源補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
- 5 農業保健法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 6 林業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通
- 7 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

## 第8 中小企業融資の確保

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講ずる。

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため関係機関に対し要請を行う。
- 2 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向け融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力する。
- 3 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるため必要な措置を講ずる。

## 第9 り災者の恒久的生活の確保

市は、り災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、次の措置を講ずる。

### 1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者のり災者に対する住宅対策として、市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居確保を図る。この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が図られるよう努める。

### 2 生活保護

り災者の恒久的生活確保の一環として、市は生活保護法に基づく保護の要件を具備したり災者に対しては、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障して生活の確保を図る。

### 3 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内

### 4 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (2) 市は、申請書類の窓口となり、支給に関する事務については県を通じて被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。
- (3) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- (4) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

(5) 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

- ① 居住する住宅が「全壊」した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）
- ③ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ ②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(6) 支援金の支給

（単位：万円）

《複数世帯の場合》

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150

大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

《単数世帯の場合》

区 分	住宅の再建 方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 生活関係経費（被災世帯の生活に必要な物品購入修理費、医療費、住居移転費、移転交通費等）

【加算支援金】 居住関係経費（住宅建設・購入費、補修費、住宅賃借料等）

- ① 支援金の申請から支給まで
  - ア 住宅の被害の程度を確認する
  - イ 住民票を取得する
  - ウ 申請書を作成する
  - エ 必要書類を用意する
  - オ 市役所に申請する
  - カ 支給金の支給
- ② 支給金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

#### 5 租税の徴収猶予及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は宮古市市税条例により、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。



6 住宅資金等の貸付け

- (1) 県及び市は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

〔資料編 1-4-2-1：災害復興住宅資金〕

〔資料編 1-4-2-2：生活福祉資金〕

〔資料編 1-4-2-3：災害援護資金〕

## 第3節 復興計画の作成

### 第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

### 第2 復興方針・計画の作成

#### 1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や災害時要援護者等の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

#### 2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

#### 3 復興計画の作成

- (1) 地域の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災集団移転促進事業、都市防災総合推進事業、漁業集落防災機能強化事業等の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

#### 4 復興計画策定マニュアル

市は平成28年5月、東日本大震災での経験を教訓にして、速やかに復興計画を策定するため、「復興計画策定マニュアル」をとりまとめた。復興計画は、マニュアルを活用しながら作り上げるものとする。

### 第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業 (16) 都市防災総合推進事業 ア 被災地における復興まちづくり総合支援事業
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 第4 災害記録編纂計画

市は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。

## 第4節 原子力災害復旧計画

### 第1 基本方針

市、その他の防災関係機関は、原子力災害からの復旧復興のため、被ばく線量の低減や廃棄物の処理についての計画を定めるとともに、風評被害の防止についてもその対策を図る。

### 第2 低減措置・廃棄物等対策

市は、県が緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく及び医療被ばくを除く線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認め、必要な措置を講じるときは、県と連絡調整を図る。

市及び県は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

#### 1 低減措置の実施

##### (1) 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

##### (2) 低減措置の対象、実施者等

ア 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

イ 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

ウ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

#### 2 廃棄物の処理等

(1) 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

(2) 市は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

### 3 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

### 4 市の措置

- (1) 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- (2) 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

## 第3 健康確保等

市は、県と相互に連携し、健康に不安を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

また、原子力災害により被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸し付け、失業者(休業者)の生活安定対策等、市民の自立復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 1 健康相談の実施

市は、県と相互に連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

### 2 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- (1) 市は、県が行う緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言を得て、必要な調査及び分析を行う。
- (2) 市は、県が行う調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、県及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

## 第4 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶ影響を軽減するために必要な活動を実施する。

- 1 市は、県及び関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることがないように、市内外での広報活動を行う。
- 2 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限

等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

- 3 市は、関係機関・団体が自ら風評被害対策に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し必要な支援を行う。